

令和３年度第２回 小郡市都市計画審議会

— 議 事 録 —

■日時：令和３年７月２０日（火）１０：００～１０：５０ ■場所：小郡市役所 北別館２階大会議室

■出席委員：春田千秋委員、天本徳浩委員、寺崎廣喜委員、天本正幸委員、百瀬光子委員、大場美紀委員、高木良郎委員、松村知樹委員、大隈徹浩委員、上村良典委員、森田由美子委員、佐々木登美子委員、内野千夏委員

■欠席委員：組坂眞一委員

■事務局：大中都市建設部長、松延都市計画課長、宮田主幹、牟田計画係長、面高主任主事、藤本下水道課長、大谷工務係長、石橋管理係長、坂本主事

議 事

久留米小郡市都市計画下水道の変更（小郡市決定）

■事務局

～議案第１号「久留米小郡市都市計画下水道の変更（小郡市決定）」を説明～

■委員

資料１０ページの詳細図で、調整区域の中に白抜きの部分がある。建物が無いからだと思うが、汚水はよいとして、雨水についても必要ないのか。

それと、白抜きになっている理由も教えていただきたい。

■事務局

指摘の区域の白抜きの部分は農地であり、下水道の計画については、汚水が発生しない農地の部分については、今後の土地利用の観点から、外すよう指導を受けている。

雨水については、黒枠で囲んでいる範囲で区画割りをしている。小郡市は７年確率で６２ミリの雨量の想定で、雨水の水路の断面を併せて計画しているが、雨水については、この区画の白地の部分も含めた雨量を計算したうえで、必要な水路の計画をしている。

■委員

資料９ページの総括図についてだが、雨水について白抜き部分は白抜きのままでよいのか。

■事務局

白抜きで問題ない。

■委員

既事業区域の８５％の整備が完了しているとの記載があるが、残りの１５％はどの地域か教えていただきたい。

■事務局

残り１５％は未整備区域となる。資料８ページの総括図では、供用開始区域と未供用開始区域が併せて黒塗りになっている。行政区で申し上げますと、立石校区では、佐野古地区、下鶴地区、

今隈地区の一部、味坂校区では、平方地区、光行地区の一部がまだ未整備であり、それらを合わせると15%となる。

採 決

久留米小郡都市計画下水道の変更（小郡市決定）

～議案第1号「久留米小郡都市計画下水道の変更（小郡市決定）」を採決～

■委員

（異議なし）

■議長

原案について異議はなく、原案のとおり変更されるのが適当である。

議 事

久留米小郡都市計画干潟地区地区計画の変更（小郡市決定）

■事務局

～議案第2号「久留米小郡都市計画干潟地区地区計画の変更（小郡市決定）」を説明～

■委員

新たに展開される事業の具体的な内容を教えていただきたい。

■事務局

今回は貸倉庫の計画があるため、倉庫業になる。

■委員

資料7ページを見ると、C地区の調整池の北側に民家があり、その東側に緑地帯を設けている。高さ制限27mとあるが、その高さのものがたつと、隣接する民家に圧迫感等の影響があると思う。もう少し緑地帯を広くできないのか。

それと、C地区に計画される調整池は、常時水が溜まるものか、常時溜まるのであれば、蚊等の害虫による影響が近隣の住民にあるのではないか。

■事務局

高さの制限については、事業者と地元の協議の中です承を得ているものである。調整池の関係は、今後の状況次第であるため、一概に言えない。

■委員

航空写真を見ると、B地区の建築物は道路際ぎりぎりに建っている。新たに立地するものが、こういった建て方をすると、民家に影響があるように思う。このような建ち方をする可能性があることを、地元の方はよく理解をされているのか。

■事務局

現在の計画は、地元との調整がされているものではあるが、今後、業者に配慮をお願いしていく。

■委員

この場で、緑地帯を広げるという議論はできないのか。ここは議論の場と認識している。

■事務局

これまで、業者と地元の間で協議をして了承を得た内容であるため、この場はこの内容で提案させていただきたい。

■委員

了承した。

■委員

具体的にどういう事業者が進出してくるのか。

■事務局

倉庫業を営む事業者が立地を目指している。ただし、貸倉庫業となるため、実際どのような業者が入居するかは現時点では未定。

■委員

資料４ページの変更理由書の中に、「農業と工業の調和」と記載があるが、どういった調和を考えているのか、具体的に教えてほしい。

■事務局

小郡市の東部については、農地が広がっているが、一方で、交通利便性を活かしたまちづくりをしていくうえで、調和を目指していく。具体的には、建築物の高さの制限や、色彩の制限、広告物の制限等を設けることで、調和を目指していく。

採 決

久留米小郡都市計画干潟地区地区計画の変更（小郡市決定）

～議案第２号「久留米小郡都市計画干潟地区地区計画の変更（小郡市決定）」を採決～

■委員

（異議なし）

■議長

原案について異議はなく、原案のとおり変更されるのが適当である。